

## 麻生津小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月16日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切である。本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものである。

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- すべての児童生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市町教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

-福井県いじめ防止基本方針より-

### 2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（けんかやふざけあい、インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指し、それらに該当するものをいじめと判断する。

### 3 いじめの防止等のための具体的取組み

#### (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

##### ○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

##### ○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

##### ○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

##### ○道徳教育の推進

「福井県版心のノート」や「私たちの道徳」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。また、幼少期から規範意識などの醸成に努める。

##### ○保護者への周知

児童生徒及び保護者に対し、「知っていますか「いじめ防止対策推進法」」、「いじめとは、何か」及び「いじめのサイン発見シート」を配布するなどにより、法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知する。

#### (2) 学校評価

学校評価を生かして学校の泰誠を見直したり、家庭訪問や電話連絡などを通じて、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めるたりすることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める

- ① 保護者・児童による学校評価
  - ・保護者・児童による学校評価を通して、学校の体制を見直し、改善していく
- ② 朝・帰りの会や授業中などの観察
  - ・出席をとるときの声、表情
  - ・健康観察、保健室等での様子
- ③ 生活行動アンケートと個人面談の実施
  - ・定期的にアンケートをとるとともに、教育相談週間を設定し丁寧に個人面談を実施していく。
- ④ QU検査による学級生活状況調査
  - ・年間2回実施（4月、11月）

#### (3) いじめの未然防止

##### ○授業改善

- ① わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
  - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
  - ・算数科における習熟度別少人数指導の実施
  - ・意見を発表し合える場面設定（言語活動の充実）
  - ・授業評価アンケートの実施
- ② 学習規律の徹底
  - ・チャイム席
  - ・正しい姿勢
  - ・発表の仕方、聞き方
- ③ 学級集団づくり
  - ・話し合い活動、学級会活動の充実
  - ・居場所づくり、絆づくり
- ④ 社会体験、自然体験、交流体験の充実
  - ・豊かな体験活動の設定
  - ・6年間を見通した体系的・計画的な実施
- ⑤ 特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援を行う。
  - ・発達障害等の障害のある児童生徒
  - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
  - ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
  - ・東日本大震災で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒

#### (4) いじめの早期発見

##### ○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。また、職員の終礼時に情報交換の場（ホットライン）を設け、教員が気付いた自学級もしくは他学級の児童の気になる様子について報告しあうことで、情報の共有化を図る。

##### ○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努める。

##### ○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

##### ○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

#### (5) いじめの事案対処

##### ○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守る。

##### ○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。また加害児童に対しても、その成長を促すべく適切な支援・指導を行っていく。

##### ○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家、

警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じる。いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。さらに、スクールカウンセラー等を活用して校内研修を充実させ、教員のカウンセリング能力等の向上を図る。

#### (6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

#### (7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告する。
  - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
  - ・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### 4 いじめの防止等のための組織

#### (1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
  - ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
  - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
  - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
  - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
  - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検

#### (2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・個別面談による情報収集
  - ・継続的な支援
  - ・保護者や地域との連携
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

## 5 いじめ対策の年間行動計画

### 【いじめ対策の年間行動計画】

福井市麻生津小学校

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生 道徳	2年生 道徳	3年生 道徳	4年生 道徳	5年生 道徳	6年生 道徳
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ↓ P T A 総会 ・基本方針の公表	1「じぶんで オッケー」 A-(3) 節度, 節制	1「やさしい人大さくせん」 B-(6) 親切, 思いやり	1「ドッジボール」 A-(1) 善悪の判断, 自律, 自由と責任	1「『ありがとう上手』に」 B-(8) 感謝	1「心を形に」 B-(9) 礼儀	
		1「ようこそ、一ねんせい」 C-(14) よりよい学校生活, 集団生活の充実	2「くまくんの たからもの」 B-(6) 親切, 思いやり	2「あいさつをすると」 B-(8) 礼儀	2「ぼくのへんしん」 A-(5) 希望と勇気, 努力と強い意志	2「いつも全力で」 A-(5) 希望と勇気, 努力と強い意志	27「あこがれのバティシ工」 A-(4) 個性の伸長
		2「べんきょうが はじまりますよ」 A-(3) 節度, 節制	3「ひかり小学校の じまんはね」 C-(14) よりよい学校生活, 集団生活の充実	3「ヌチヌグスージ (いのちのまつり)」 D-(18) 生命の尊さ	3「なにかお手つだいで きることはありますか?」 B-(6) 親切, 思いやり	3「見えた答案」 A-(2) 正直, 誠実	3「うちら "ネコの手" ボランティア」 C-(14) 勤労, 公共の精神
		心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）					
		縦割り活動のスタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
		道徳	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳
		3「あいさつ」 B-(8) 礼儀	4「大好きな フルーツ ボンチ」 C-(11) 公正, 公平, 社会正義	4「ツバメの赤ちゃん」 D-(19) 自然愛護	4「また来年も待ってるよ」 D-(19) 自然愛護	4「遠足の子どもたち」 A-(1) 善悪の判断, 自律, 自由と責任	4「おばあちゃんのさがしもの」 C-(15) 家族愛, 家庭生活の充実
		心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）					
		4「がっこうにはね」 B-(7) 感謝	5「いそいで いても」 B-(8) 礼儀	5「ゆうすけの朝」 A-(3) 節度, 節制	5「ひびが入った水そう」 A-(2) 正直, 誠実	5「駅前広場はだれのもの」 C-(12) 規則の尊重	5「白神山地」 C-(17) 伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度
		5「きを つけて」 A-(3) 節度, 節制	6「ありがとう りょうたさん」 A-(4) 個性の伸長	6「しょうたの手紙」 C-(15) よりよい学校生活, 集団生活の充実	6「合い言葉は『話せばわかる!』」 B-(10) 相互理解, 寛容	6「お父さんは救急救命士」 C-(14) 勤労, 公共の精神	6「愛華さんからのメッセージ」 D-(20) 自然愛護
		・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
5月	道徳 6「はしの うえの おおかみ」 B-(6) 親切, 思いやり 7「ハムスターの あかちゃん」 D-(17) 生命の尊さ	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳
		7「わすれられない えがお」 A-(1) 善悪の判断, 自律, 自由と責任	7「いいち, にいつ, いいち, にいつ」 B-(9) 友情, 信頼	7「となりのせき」 C-(12) 公正, 公平, 社会正義	7「ひさの星」 D-(21) 感動, 敬意の念	7「車いでの経験から」 B-(7) 親切, 思いやり	
		8「げんぎに そだて, ミニトマト」 D-(18) 自然愛護	8「きまりじゃないか」 C-(11) 規則の尊重	8「ふろしき」 C-(16) 伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度	8「転校生がやってきた」 C-(13) 公正, 公平, 社会正義	8「白旗の少女」 C-(18) 國際理解, 國際親善	
		心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）					
		Q-U検査					
		ふれあい月間					
		8「みんないっしょ」 C-(11) 公正, 公平, 社会正義	9「ひろい せかいの たくさんの人たちと」 C-(16) 國際理解, 國際親善	9「みさきさんのえがお」 C-(12) 公正, 公平, 社会正義	9「わたしの見つけた小さな幸運」 D-(18) 生命の尊さ	9「ノンステップバスでのできごと」 B-(7) 親切, 思いやり	9「土石流の中で救われた命」 B-(8) 感謝
		9「うかんだ うかんだ」 A-(5) 希望と勇気, 努力と強い意志	10「ともだちやもんな, ほくら」 B-(9) 友情, 信頼	10「二つの声」 A-(1) 善悪の判断, 自律, 自由と責任	10「いっしょになって, わらっっちゃだめだ」 A-(3) 節度, 節制	10「一ふみ十年」 D-(20) 自然愛護	10「ほかじゅん！」 B-(10) 友情, 信頼



道徳	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳
20「よりみち」 C-(10) 規則の尊重	21「ながい ながい つうがくろ」 C-(15) 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	21「いただいたいのち」 D-(18) 生命の尊さ	21「花さき山」 D-(20) 感動、畏敬の念	21「わたしのボランティア体験」 C-(14) 勤労、公共の精神	21「田中正造」 C-(13) 公正、公平、社会正義
21「かやねずみの おかあさん」 C-(13) 家族愛、家庭生活の充実	22「ぼく」 D-(17) 生命の尊さ	22「ことぶき園に行ったよ」 C-(13) 勤労、公共の精神	22「しようほうだんのおじいさん」 B-(7) 感謝	22「流行おくれ」 A-(3) 節度、節制	22「せんぱいの心を受けついで」 C-(16) よりよい学校生活、集団生活の充実
22「どんぐり」 A-(2) 正直、誠実	23「さるへいと 立てふだ」 A-(2) 正直、誠実	23「SL公園で」 A-(1) 善惡の判断、自律、自由と責任	23「秋空にひびくファンファーレ」 C-(15) よりよい学校生活、集団生活の充実	23「心のレシーブ」 B-(10) 友情、信頼	23「義足の聖火ランナー」 D-(22) よりよく生きる喜び
23「にちようびの さんばみち」 C-(15) 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	24「じぶんが しんごうきに」 B-(7) 感謝	24「ぼくのおべんとう」 C-(16) 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度 C-(17) 國際理解、國際親善	24「お母さんのせいきゅう書」 C-(14) 家族愛、家庭生活の充実	24「コースチャマウヤを救え」 D-(19) 生命の尊さ	24「新しい日本に」 C-(17) 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度

心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）

Q-U検査

ふれあい月間

人権月間

総合的な学習  
おにぎり集会

道徳	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳
24「はなばあちゃんがわらった」 B-(6) 親切、思いやり	25「七つの ほし」 D-(19) 感動、畏敬の念	25「黄色いかさ」 C-(11) 規則の尊重	25「ゆうき君の心配」 B-(6) 親切、思いやり	25「正月料理」 C-(17) 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	25「夜空—光の旅」 D-(21) 感動、畏敬の念
25「おうだんはどうで」 B-(8) 礼儀	26「『三くみ 大すき』」 C-(14) よりよい学校生活、集団生活の充実	26「百羽のツル」 D-(20) 感動、畏敬の念	26「千春とわたし」 C-(14) 家族愛、家庭生活の充実	26「くずれ落ちただんボール箱」 B-(7) 親切、思いやり	26「銀のしょく台」 B-(11) 相互理解、寛容

・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり

道徳	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳
26「みんなの ポール」 C-(10) 規則の尊重	27「ゆきひょうの ライナ」 D-(17) 生命の尊さ	27「六べえじいとちよ」 B-(6) 親切、思いやり	27「『ありがとう』の言葉」 B-(8) 礼儀	27「感動したこと、それがぼくの作品」 A-(4) 個性の伸長	27「タマゾン川」 D-(20) 自然愛護
27「ええところ」 A-(4) 個性の伸長	28「学きゅうえんの さつまいも」 B-(6) 親切、思いやり	28「じゃがいもの歌」 A-(4) 個性の伸長	28「目ざまし時計」 A-(3) 節度、節制	28「親から子へ、そして孫へと」 C-(17) 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	28「心に通じた『どうぞ』のひとこと」 B-(7) 親切、思いやり
28「それって、おかしいよ」 A-(1) 善惡の判断、自律、自由と責任	29「ぼくは『のび太』でした」 A-(5) 希望と勇気、努力と強い意志	29「ぼくのおばあちゃん」 C-(14) 家族愛、家庭生活の充実	29「大きな絵はがき」 B-(9) 友情、信頼	29「『百シャアのふたごしまい』きんさん・ぎんさん」 A-(3) 節度、節制	29「『すんまへん』でいい」 A-(3) 節度、節制

・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり

心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）

		道徳	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳
2月		29「二わの ことり」 B-(9) 友情, 信頼	30「金の おの」 A-(2) 正直, 誠実	30「たまちゃん, 大すき」 B-(10) 相互理解, 寛容 C-(17) 國際理解, 國際親善	30「世界の小学生」 D-(19) 生命の尊さ	30「クマのあたりまえ」 D-(19) 生命の尊さ	30「東京大空襲の中で」 D-(19) 生命の尊さ
		30「ぼくの はな さい たけど」 B-(6) 親切, 思いやり	31「いま, ぼくに でき る こと」 C-(12) 勤労, 公共の精神	31「しあわせの王子」 D-(20) 感動, 敬畏の念	31「走れ江ノ電 光の中 へ」 D-(18) 生命の尊さ	31「同じ空の下で」 C-(18) 國際理解, 國際親善	31「夢」 A-(5) 希望と勇気, 努力と強い意志
		31「いのちが あって よかった」 D-(17) 生命の尊さ	32「かくした ボール」 C-(10) 規則の尊重	32「おじいちゃん, おばあちゃん, 見ていてね」 D-(18) 生命の尊さ	32「いつかにじをかける」 A-(5) 希望と勇気, 努力と強い意志	32「友の命」 B-(10) 友情, 信頼	32「青の洞門」 D-(21) 感動, 敬畏の念
		32「あのね」 A-(2) 正直, 誠実	33「ガラスの 中の お 月さま」 D-(19) 感動, 敬畏の念	33「ふるさといいとこさ がし」 C-(16) 伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度	33「ボロといっしょ」 B-(6) 親切, 思いやり	33「一本松は語った」 D-(21) 感動, 敬畏の念	33「小さな連絡船『ひまわり』」 C-(16) よりよい学校生活, 集団生活の充実
		・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
		心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）					

		道徳	道徳	道徳	道徳	道徳	道徳
3月		33「ぼくの しろくま」 D-(18) 自然愛護	34「わがままな 大男」 A-(3) 節度, 節制	34「まけるものか」 A-(5) 希望と勇気, 努力と強い意志	34「点字メニューにちょ うせん」 C-(13) 勤労, 公共の精神	34「イルカの海を守ろう」 D-(20) 自然愛護	34「桜守の話」 C-(14) 勤労, 公共の精神
		34「もう すぐ 二ねんせ い」 C-(14) よりよい学校生活, 集団生活の充実	36「金いろの まどの いえ」 C-(13) 家族愛, 家庭生活の充実	35「大通りのサクラなみ 木」 B-(7) 感謝	35「雨のバスていりゅう 所で」 C-(11) 規則の尊重	35「バトンをつなげ」 C-(16) よりよい学校生活, 集団生活の充実	35「まんかに命を」 A-(6) 真理の探究
		○「いたずらがき」 (適宜) A-(2) 正直, 誠実	○「いのちは いくつも あるのかな」(適宜) D-(17) 生命の尊さ	○「それは、だれの作ひ ん」(適宜) C-(11) 規則の尊重	○「けいたい電話の落し あな」(適宜) A-(3) 節度, 節制	○「これも、チェーン メール」(適宜) C-(12) 規則の尊重	○「けいたい電話とのつきあい方」(適宜) A-(3) 節度, 節制
		・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					
		心のお天気調べ（いじめ自己チェック・アンケート調査）					
		・縦割り遊び ・自主的な活動 ・絆づくり					

## いじめ対策委員会(常設)

校長

教頭

連絡：担任、地域・保護者等

生徒指導主事、学年主任、教育相談担当者、養護教諭、  
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等

いじめの情報

- 学校基本方針に基づく取組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の対応
  - ・いじめの情報の迅速な共有
  - ・関係のある児童への事実関係の聴取
  - ・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- いじめ対応サポート班立ち上げ
- 「振り返り」と「改善検討」

関係教員

- ・担任
- ・支援員

報告

連絡

相談

認知

窓口：教頭

外部人材

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・スクールソーシャルワーカー

関係機関

- ・教育委員会
- ・PTA
- ・警察
- ・児童相談所
- ・地方法務局
- ・医療機関
- ・民生児童委員 等

## いじめ対応サポート班(特設)

生徒指導主事

学年主任・担任・教育相談担当・養護教諭  
特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー等

- いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有

- 事実確認作業

- 関係児童への対応

- 関係保護者への対応

- 関係機関との連携

\*必要に応じて、警察への協力要請

- 事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告